

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月23日提出
【計算期間】	第1期中(自 2024年4月25日至 2024年10月24日)
【ファンド名】	なかの世界成長ファンド
【発行者名】	なかのアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 晴啓
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 5 丁目 1 番
【事務連絡者氏名】	荒川 孝希
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町 5 丁目 1 番
【電話番号】	03-6661-0508
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【なかの世界成長ファンド】

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,308,470,753	95.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	106,962,231	4.43
合計(純資産総額)		2,415,432,984	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 4月末日	1,440	—	0.9999	—
5月末日	1,826	—	1.0342	—
6月末日	1,989	—	1.0759	—
7月末日	2,049	—	1.0099	—
8月末日	2,168	—	0.9806	—
9月末日	2,324	—	1.0113	—
10月末日	2,415	—	1.0313	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	2.64

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)

なかの世界成長マザーファンド

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,901,381,531	82.37
投資証券	ルクセンブルグ	342,869,037	14.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	64,164,256	2.78

合計(純資産総額)	2,308,414,824	100.00
-----------	---------------	--------

2【設定及び解約の実績】

【なかの世界成長ファンド】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	2,518,329,741	184,534,163

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年 4月25日（設定日）から2024年10月24日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。

【なかの世界成長ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

当中間計算期間 2024年10月24日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	113,579,198
親投資信託受益証券	2,296,646,171
未収利息	342
流動資産合計	2,410,225,711
資産合計	2,410,225,711
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,763,900
未払受託者報酬	332,625
未払委託者報酬	5,765,521
流動負債合計	14,862,046
負債合計	14,862,046
純資産の部	
元本等	
元本	2,333,795,578
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	61,568,087
（分配準備積立金）	-
元本等合計	2,395,363,665
純資産合計	2,395,363,665
負債純資産合計	2,410,225,711

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		当中間計算期間
		自 2024年 4月25日
		至 2024年10月24日
営業収益		
受取利息		26,145
有価証券売買等損益		53,263,192
営業収益合計		53,289,337
営業費用		
受託者報酬		332,625
委託者報酬		5,765,521
営業費用合計		6,098,146
営業利益又は営業損失（ ）		47,191,191
経常利益又は経常損失（ ）		47,191,191
中間純利益又は中間純損失（ ）		47,191,191
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		3,934,891
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		19,677,482
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		19,677,482
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,365,695
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,365,695
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		61,568,087

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間 2024年10月24日現在
1. 元本の推移 期首元本額	1,440,382,979円
期中追加設定元本額	1,077,946,762円
期中一部解約元本額	184,534,163円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,333,795,578口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0264円 (10,264円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間 2024年10月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「なかの世界成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの世界成長マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2024年10月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	111
コール・ローン	4,166,747
投資信託受益証券	1,949,069,709
投資証券	343,474,192
未収利息	12
流動資産合計	2,296,710,771
資産合計	2,296,710,771
負債の部	

2024年10月24日現在

流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,231,053,207
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	65,657,564
元本等合計	2,296,710,771
純資産合計	2,296,710,771
負債純資産合計	2,296,710,771

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として計算期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年10月24日現在
1. 元本の推移	
期首	2024年 4月25日
期首元本額	1,440,382,979円
期首からの追加設定元本額	790,670,228円
期首からの一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
なかの世界成長ファンド	2,231,053,207円
合計	2,231,053,207円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,231,053,207口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0294円 (10,294円)

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2024年10月末現在	
資本金	677,500,000円
発行可能株式総数	250,000株
発行済株式総数	113,250株

●過去５年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2023年9月29日	172,500,000円（50,000,000円）
2023年11月30日	322,500,000円（172,500,000円）
2023年12月26日	472,500,000円（322,500,000円）
2024年2月9日	477,500,000円（472,500,000円）
2024年2月29日	627,500,000円（477,500,000円）
2024年5月24日	677,500,000円（627,500,000円）

（２）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

- ・2024年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	4,999
合計	2	4,999

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（2023年9月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。
また、第2期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。
3. 財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)
		当事業年
		度
		(2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,011,379
未収入金		100
未収消費税等		2,974
前払費用		1,940
流動資産計		1,016,394
固定資産		
有形固定資産	1	5,072
器具備品		5,072
無形固定資産		458
ソフトウェア		458
投資その他の資産		3,150
差入保証金		3,150
固定資産計		8,680
繰延資産		
創立費		505
繰延資産計		505
資産合計		1,025,580
負債の部		
流動負債		
未払金		936
未払費用		14,623
預り金		795
未払法人税等		3,869
流動負債計		20,224
負債合計		20,224
純資産の部		
株主資本		
資本金		627,500
資本剰余金		
資本準備金		455,000
資本剰余金合計		455,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		77,144
利益剰余金合計		77,144
株主資本合計		1,005,355
純資産合計		1,005,355
負債・純資産合計		1,025,580

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 3月31日)	
一般管理費	
給料	33,551
役員報酬	16,800
給料・手当	16,751
法定福利費	4,514
福利厚生費	178
外注費	10,568
事務用品費	677
消耗品費	783
賃借料	354
租税公課	3,638
減価償却費	869
旅費交通費	2,091
通信費	154
支払手数料	8,365
会議費	210
諸会費	6,489
諸経費	160
一般管理費計	72,607
営業損失	72,607
営業外収益	
受取利息	1
雑収入	91
営業外収益計	92
営業外費用	
株式交付費	4,008
繰延資産償却費	66
営業外費用計	4,075
経常損失	76,590
税引前当期純損失	76,590
法人税、住民税及び事業税	554
法人税等合計	554
当期純損失	77,144

(3) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2023年9月 1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	
当期変動額							
新株の発行	627,500	455,000	455,000	-	-	1,082,500	
当期純損失	-	-	-	77,144	77,144	77,144	
当期変動額合計	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	
当期末残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2．繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度（2024年3月31日）
器具備品	828千円
有形固定資産合計	828千円

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	-	103,250	-	103,250

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、預入先金融機関の信用リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの担当所管部署を管理部、責任者を管理部長とし、リスク管理の有効性の確認はコンプライアンス部が行っております。リスク管理委員会及び取締役会はリスク管理全般について責任を負い、リスク管理の方針の策定、リスク管理体制の整備を推進しております。また、信用リスクはリスク管理規程に基づき、以下のプロセスで管理しております。

担当所管部署は、本リスクの把握及び分析を行っております。リスクの測定は、必要に応じて定量・定性の両面から行っております。

担当所管部署は、リスク管理状況を四半期毎にリスク管理委員会に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与える事項については随時各リスクの統括管理の管理部へ報告しております。管理部は報告事案について検証を行い、必要に応じてリスク管理委員会に報告しております。

リスク管理委員会は、担当所管部署からの報告を基に、関係する諸規程が明確に定められているか、適切な見直しが行われているかといったリスク管理体制の有効性等について検討し、その一層の充実を図っております。

内部監査室は、各部署のリスク管理体制の有効性について監査し、結果について取締役会に報告、必要に応じて是正勧告等を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

当事業年度（2024年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

当事業年度 （自2023年9月1日 至2024年3月31日）	
1株当たり純資産額	9,737円10銭
1株当たり当期純損失金額	1,523円84銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純損失	77,144千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	77,144千円
普通株式の期中平均株式数	50,625株

（重要な後発事象）

当事業年度
（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

1. 新株発行

当社は2024年5月24日を払込期日として、A種優先株式10,000株を第三者割当の方法で発行しました。

< 募集株式の発行に関する事項 >

（1）募集株式の発行方法

楽天証券ホールディングス株式会社との間で募集株式総数引受契約を締結

（2）募集株式の払込金額

1株につき金10千円

（3）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加資本金1株につき金5千円

増加する資本金の額 50,000千円

増加資本準備金1株につき金5千円

増加する資本準備金の額 50,000千円

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 （2024年9月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	961,605
未収委託者報酬	14,265
その他流動資産	1 7,793
流動資産計	983,664
固定資産	
有形固定資産	2 4,593
器具備品	4,593
無形固定資産	408
ソフトウェア	408
投資その他の資産	3,150
差入保証金	3,150
固定資産計	8,151
繰延資産	
創立費	448
繰延資産計	448
資産合計	992,264
負債の部	
流動負債	
未払金	6,471
未払手数料	5,706
その他未払金	765
未払費用	20,948
預り金	1,441
未払法人税等	2,841
流動負債計	31,703
負債合計	31,703
純資産の部	
株主資本	
資本金	677,500
資本剰余金	
資本準備金	505,000
資本剰余金合計	505,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	221,938
利益剰余金合計	221,938
株主資本合計	960,561
純資産合計	960,561
負債・純資産合計	992,264

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 (自 2024年4月 1 日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		12,969
営業収益計		12,969
営業費用		
支払手数料		40,895
広告宣伝費		8,177
その他営業費用		1,587
営業費用計		50,660
一般管理費		
給料		66,618
役員報酬		19,850
給料・手当		46,768
法定福利費		9,927
業務委託費		10,529
不動産賃借料		7,188
租税公課		3,058
旅費交通費		4,035
諸経費		5,661
一般管理費計		107,019
営業損失		144,710
営業外収益		
受取利息		74
雑収入		261
営業外収益計		335
営業外費用		
株式交付費		350
繰延資産償却費		57
営業外費用計		407
経常損失		144,782
税引前中間純損失		144,782
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等合計		11
中間純損失		144,793

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月 1 日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355
当中間期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000			100,000	100,000
中間純損失				144,793	144,793	144,793	144,793
当中間期変動額合計	50,000	50,000	50,000	144,793	144,793	44,793	44,793
当中間期末残高	677,500	505,000	505,000	221,938	221,938	960,561	960,561

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2．繰延資産の処理方法

- (1) 創立費
5年間で均等償却しております。
- (2) 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

1 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間（2024年9月30日）
器具備品	1,996千円
有形固定資産合計	1,996千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	-	10,000	-	10,000	注1
合計	103,250	10,000	-	113,250	

(注1) A種優先株式の発行済株式の増加10,000株は、第三者割当による新株の発行であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価に関する事項

当中間会計期間（2024年9月30日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、未収消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	8,533千円
なかの世界成長ファンド	4,435千円

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	8,334円74銭
1株当たり中間純損失金額	1,402円36銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	960,561千円
純資産の部の合計額から控除する金額	100,000千円
（うち種類株式の払込金額）	100,000千円
普通株式に係る期末の純資産額	860,561千円
一株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	103,250 株
3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純損失	144,793千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失	144,793千円
普通株式の期中平均株式数	103,250 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

公認会計士 米 永 隆 司

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2023年9月1日から2024年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと

ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月20日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

公認会計士 米 永 隆 司

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年1月9日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

公認会計士 米 永 隆 司

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの世界成長ファンドの2024年4月25日から2024年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかの世界成長ファンドの2024年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月25日から2024年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な

不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。